

専門コース別研修 意思決定支援研修に関するQ & A

○ 専門コース別研修 意思決定支援研修とはどのような研修ですか？

→ 従前より実施している相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修に加えて、障害児者の支援に携わる者が、「意思決定支援」に関する理解を深め、サービスの質向上が図られることを目的に実施します。

障害のある人の最善の利益を検討する「意思決定支援」について、その定義及び意義、プロセスやガイドライン等について講義、演習を通して学びます。

○ 県外から申請できますか？

→ 県外からの申請も受け付けますが、申請数が定員を超えた場合は、県内からの申請を優先します。御了承の上、お申し込みください。

○ 申請期日までに電子申請ができませんでした。締切後に申請できますか？

→ 不可です。必ず申請期間内に電子申請をしてください。

○ 受講要件はありますか？

→ 受講要件はありません。受講対象者は、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事している者、その他障害児者の支援に携わる者です。

○ 申請後キャンセルはできますか？

→ 毎回、研修の種類を間違えて申し込む方がいます。希望する研修かどうか再度確認いただき、受講が可能な場合に申請してください。やむを得ない場合を除き、キャンセルは控えていただくようお願いいたします。

○ 受講決定後、受講者の変更は可能ですか？

→ 受講決定後の受講者の変更は受け付けておりません。

○ 同一事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？

→ 不可です。

同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、**必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請**してください。

○ 申請後に申込完了通知が届きません。

→ メールアドレスが誤っている可能性、もしくは迷惑メール設定をされている可能性があります。再申請はせず、必ず川部みどり園まで連絡してください。

○ 受講決定はいつ頃行われますか？

→ 申請締切後、受講調整を行います。

受講の可否については、12月25日（木）までに電子メールで通知します。

上記までに受講可否通知が届かない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。

○ 修了証書が交付されないことはありますか？

→ ３０分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合は、修了証書は交付しません。また、居眠り、グループ討議に否定的・消極的な態度等、「受講態度が不適切」と事務局が判断した場合も、修了証書を交付しませんので、あらかじめ御了承ください。

その他、申請に虚偽の申告をする、申請者とは別人が受講するなど、悪質なマナー違反があった場合、修了証書交付後でも修了を取り消すとともに、当該事業所の次年度以降の優先順位を下げる措置を取らせていただきます。